

今月のトピックス

令和6年10月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ

社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ

東京事務所 TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088

埼玉事務所 TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

URL : <http://slmo.co.jp/>

二次元コードで弊社 HP へアクセスできます。



【今月の担当：橋本】

【育児休業給付金の延長手続きが厳格化されます】

令和7年4月1日以後、子が1歳の誕生日または1歳6か月を迎える日までに、保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の延長手続きが変更となります。



以下、現行の確認書類に加えて、追加書類が必須となりますのでご確認ください。

<現行の確認書類>

- **市区町村発行の保育所等の利用が出来ない旨の通知書**
(入所保留通知書、入所不承諾通知書など)

育児休業給付金の延長要件として「保育所等の入所を希望し、利用を申し込んだが当面入所できない場合」のみ



<令和7年4月以降、提出が必須となる追加書類>

- **ご本人が市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し**
- **育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書**

(申告書の内容に関しては、厚生労働省のホームページ又は弊社にお問合せください)

速やかな職場復帰のために、ハローワークで新たに確認する要件は、次の3点です。

- ① 原則として、子が1歳の誕生日または1歳6か月を迎える日までに、入所希望の申し込みをしているか？
- ② 申し込んだ保育所等が合理的な理由なく、自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないか？
- ③ 市区町村に対する保育利用の申込にあたり、入所保留となることを希望する意思表示を行っていないか？

※保育所等の入所申し込みの受付期間（締め切り）は市区町村により異なりますので、申し込み受付スケジュールを必ずご確認ください。特に、4月入所の申し込み受付期間は他の月よりもかなり早い場合が多くなっております。万が一、市区町村に申し込み期限に間に合わず、入所申し込みが出来なかった場合は延長対象とはなりませんので、ご注意ください。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。